



実家が空き家にな
っていませんか?!

利活用セミナー と無料相談会

7月20日(金) 18:30~20:30(18:15開場)

北とぴあ14階スカイホール 北区王子1-11-1
(王子駅北口徒歩2分)

講演「空き家利活用のための実際と税金」

講師：行政書士 税理士

予約不要
無料

空き家を持っているが
管理に困っている。

空き家を手放さずに
活用できない?

親が施設入居することになり
実家に誰もいなくなるが
どうしたらよい?

空き家のままでと
税金が高くなると
いうのは本当?

相続した空き家の
近隣住民から苦情が来るが
どうしたらよい?



主催:東京都行政書士会
共催:東京都行政書士会北支部
空家問題サポートセンター
(空家対策特別委員会)
後援:東京都北区

空き家の利活用セミナーと無料相談会に関するお問合せ

東京都行政書士会

☎03-3477-2881

9:00~17:00(土・日・祝日除く)

一人暮らしで持ち家を
相続する人がいない。
どこかに寄付できない
か?

遺言書の作成

親の家を相続すること
になったが、住む予定
はない。何か活用でき
ないか?

相続した空き家の利活用

高齢の親が施設入居
することになった。空き
家になりそうな実家など
財産管理はどうしよう?

成年後見制度の活用

空き家を活用して民泊や
カフェをしたいが開業
の届はどうするの?

各種許認可申請

そうだ、
行政書士に
相談しよう!

空き家をリフォームして
賃貸したいけど、費用が
高額になりそうだから
どうしよう?

補助金等申請

空き家に関するお困りごととはご相談下さい

東京都行政書士会 市民相談センター

☎ 03-5489-2411

● 電話相談 12:30~16:30(土・日・祝日除く) ●

ホームページ <http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。事案処理は有料となる場合がございます。



東京都行政書士会の紹介



行政書士は街の法律家。権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。「平成30年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。